

令和7年度審査会現地視察でいただいた
ご要望に関するADRセンターの取組について

令和8年2月
原子力損害賠償紛争解決センター

①個別事情に応じた賠償に関する周知について

これまでに実施してきた取組

- 地方公共団体等との連携により、**年間100回を超える説明会**を実施。調査官等が個別のご事情もお伺いしながら、センターでの話し合いの手続について説明するとともに、その場で申立ても受け付けている。
- 説明会を開催する地域に特化した和解事例を掲載した広報チラシ（図1）**を作成し、その地域の広報誌への同封や、説明会の会場で直接お渡しする等によりお知らせしている。
- その他、センターのホームページで包括的な事例集を公開するとともに、**自治体ごとに作成した事例集（図2）**、令和6年度に作成したセンターでの話し合いの手続等の解説漫画冊子等を配布している。

直近で実施している取組

- 令和8年4月発行の福島県全戸配布広報誌「つながるふくしまゆめだより」に掲載予定の広告（図3）をはじめ、直近の広報誌の広告記事等においては、**簡潔な増額事由の例示や分かりやすいレイアウト**によって、申立てをより身近に感じていただくような工夫を行っている。

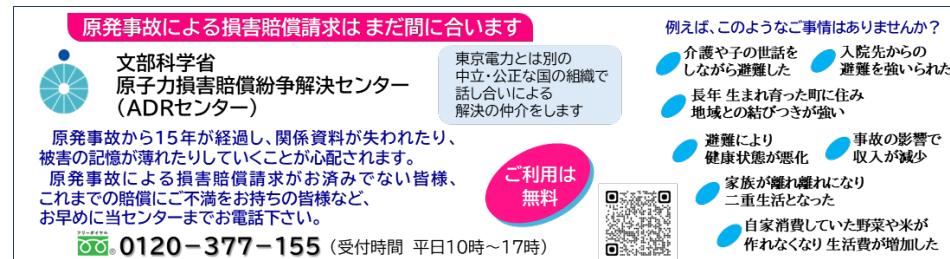


図1：自治体ごとの説明会チラシ

図2：自治体ごとの和解事例集

図3：増額事由を一言で説明する広告記事
(調整中)

②高齢者等自ら賠償手続を実施することに困難を抱えている方への対応について

これまでに実施してきた取組

- 申立てに係る負担軽減のため、申立書（図4）はチェックシートによる回答を中心とする簡易な構成としており、シートに記載された請求項目にチェックしていただければ、具体的な事情を記載していただかなくとも、申立てを受理し、必要な事項は後に調査官等が確認させていただくといった運用をしている。
- 福島県内に福島事務所と4つの支所を開設し、和解仲介手続の説明や申立ての受付を行っているほか、年間100回を超える住民の方々への説明会で、調査官等が申立書の記載方法について直接ご説明している。
- 福島事務所で実施している「平日夜間・土曜窓口」は、オンラインや電話でのご参加も受け付けており、説明会会場に行くことが難しい方から直接お話を伺っている。
- 申立書を受け付けた後も、調査官が申立て内容を積極的に整理させていただくほか、証拠書類の少ない場合であっても、被害の実態に即して、申立人のご説明等に基づき積極的な事実認定を行う等の対応をしている。

直近で実施した取組

- 令和8年1月に、ADRセンターのホームページについて、利用者の利便性及びわかりやすさの観点から、レイアウト等の改良を実施した。例えば、手続方法の説明箇所や申立書様式の掲載ページ等に移動できるリンクボタンをページ最上部に設置することで、申立てにあたって特に重要と思われる情報へのアクセスしていただきやすくするなどの工夫を行った。（図5）
- 令和7年度は、社協連携避難者支援センターと連携した取組を実施しており、個別訪問をされる支援センター職員の方にADRセンターについてのチラシをお渡しし、必要に応じてセンターを紹介していただくことを依頼した。また支援センターが主催するイベントにおいて、ADRセンターの説明会を開催した。

（個人用様式）
該当する□にチェックしてください。
※はなるべく記載してください。
書くところが足りないときは、紙を付け足して記載してください。

4枚目

4 精神的な損害および令和4年12月に見直された
中間指針（第五次追補）で示された損害の賠償として
 円の支払いを希望します。
 妥当な額の支払いを希望します。

※ 次のような事情がありました。
○避難区域（第一原発の半径20km圏内・第二原発の半径10km圏内）から避難した
○故郷を失った／故郷が大きく変わってしまった
○放射線量の高い地域に一定期間滞在した
○自主的避難等対象区域から避難した／同区域に滞在した／同区域に避難した

図4：チェックシートを中心とする申立書

お知らせ
説明会開催情報等はこちら

手続方法
和解仲介手続の流れはこちら

過去の事例
和解仲介の結果の公表

申立書
様式

ご存知ですか？

東京電力福島第一、第二原子力発電所事故による
損害賠償の請求には
『原子力損害賠償紛争解決センター』
をご利用いただけます。

原発事故による損害賠償の請求については
東京電力との直接交渉や裁判以外に
国の「原子力損害賠償紛争解決センター
(ADRセンター)」を利用することができます。



図5：ホームページのレイアウト修正